

保護者様

大阪市立南港桜小学校

## 学校感染症による出席停止の扱いについて

お子様が下記の感染症にかかった場合は、出席停止扱いになります。（欠席にはなりません）  
医師の指示に従って、ご家庭でゆっくり休養されますようにお願いします。  
なお、登校される時は主治医の先生に下記について記入していただき、担任まで提出ください。

主治医様

本校児童が受診した時は、お手数ですが、下記に記入の上、保護者にお渡しください。

### ----- 学校感染症等に係る登校に関する意見書 -----

年 組 名前

#### ◎第1種感染症

新型インフルエンザ等・( )【治癒するまで】

#### ◎第2種感染症

インフルエンザ（A型・B型）【発症後5日かつ、解熱後2日を経過】

※ 新型インフルエンザ・鳥インフルエンザは第1種

麻疹【解熱後3日経過】  水痘【すべての発疹の痂皮化】

風疹【発疹の消失】  百日咳【特有の咳消失 or 抗菌性物質製剤による治療】

流行性耳下腺炎【耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態の良好】

結核【感染のおそれなし】  咽頭結膜熱（プール熱）【主要症状消褪後2日経過】

#### ◎第3種感染症【感染のおそれがなくなるまで】

腸管出血性大腸菌感染症（O-157）  流行性角結膜炎

コレラ  急性出血性結膜炎

細菌性赤痢  腸チフス

パラチフス

#### ※ 第3種その他の感染症

A群溶連菌咽頭炎（溶連菌感染症）  マイコプラズマ感染症・異型肺炎

感染性胃腸炎（ノロウィルス・ロタウィルス・アデノウィルスなど）

急性細気管支炎（主としてRSウイルス感染によると考えられるもの）

( )

#### ◎その他の意見（ ）

※ 【 】内は、学校保健安全法施行規則の定める出席停止期間

◇ 上記の疾患に罹患していたため、学校保健安全法施行規則第19条に基づき療養を支持していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、登校が可能であると判断しました。

療養期間（月～月）

平成 年 年 日

医療機関名

医師名

印